

## 厚生労働省関係地域再生法施行規則の概要（委託募集の特例関係）

### 1. 趣旨

地域再生法の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 30 号）の施行に伴い、厚生労働省関係地域再生法施行規則を制定するもの。

### 2. 省令の内容

(1) 法第 17 条の 14 第 4 項第 1 号の厚生労働省令で定めるもの（第 2 条関係）

地域再生協議会を構成する特別の法律により設立された組合若しくはその連合会として、事業協同組合等を規定する。

(2) 法第 17 条の 14 第 4 項第 1 号の厚生労働省令で定める要件（第 3 条関係）

地域再生協議会を構成する中小事業主を構成員とする一般社団法人の要件として、その法人の構成員の三分の二以上が中小事業主であることを規定する。

(3) 法第 17 条の 14 第 4 項第 1 号に掲げる事項に関する同意（第 11 条関係）

生涯活躍のまち形成事業計画に労働者の募集に従事しようとする事業協同組合等に関する事項を記載し、厚生労働大臣の同意を得ようとする場合に、生涯活躍のまち形成事業計画に（4）の事項を記載した書類を添付すべき旨規定する。

(4) 法第 17 条の 14 第 5 項の厚生労働省令で定める基準（第 12 条関係）

厚生労働大臣が、(3)の同意をする際の基準として、記載された事業協同組合等が地域再生協議会を構成する団体であること等を規定する。

(5) 権限の委任（第 21 条関係）

法第 17 条の 18 第 2 項に基づく事業協同組合等の厚生労働大臣に対する届出に関し、厚生労働大臣の権限のうち一定のものを、都道府県労働局長に委任する旨定める。

(6) 労働者の募集に関する事項、届出の手続、労働者募集報告等（第 22 条～第 25 条関係）

法第 17 条の 18 第 2 項に基づき届け出るべき事項、届出の手続、労働者の募集に従事する事業協同組合等が毎年度公共職業安定所長に報告を行うべきこと、帰郷費用の負担に係る規定を一定の場合に準用することを規定する。

### 3. 公布日

平成 28 年 4 月 20 日

### 4. 施行日

平成 28 年 4 月 20 日